

事 務 連 絡
令和3年3月26日

施術所 各位

栃木県国民健康保険団体連合会

被保険者証の「枝番」記載に伴うはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の
施術に係る療養費支給申請書の請求における留意事項について

平素は本会の業務処理にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年3月からのオンライン資格確認開始に伴い、令和2年10月より保険者から「枝番」が記載された被保険者証が順次発行されております。

これに伴い、国民健康保険分に係る標記療養費支給申請書の請求における留意事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費支給申請書の請求における留意事項

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費支給申請書において、国が示す療養費支給申請書様式の被保険者記号・番号欄に「枝番」記載欄を追加する改正は行われていない（「枝番」に関する規則・様式の変更がない）ため、これまでどおり、「枝番」を除いた被保険者記号・番号を記載ください。

栃木県国民健康保険団体連合会
保険者支援課 保険者支援担当
TEL : 028-622-7752